

令和7年度指定居宅介護支援事業者への
一部業務委託（市内事業者の追加選定）

令和7年8月

高齢福祉課

1 指定居宅介護支援事業者への一部業務委託(市内事業者の追加選定)

介護保険法第115条の23及び第115条の47により、市は指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができます。

山口市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第2条（1）エの本運営協議会の所掌事務として、委託する指定居宅介護支援事業者の選定について規定されていることから、本運営協議会に御意見を伺うものです。

（1）委託する指定居宅介護支援事業者の要件

指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務に従事する職員は、都道府県知事が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する介護支援専門員であり、受託する業務の円滑な遂行ができる能力のある事業者とします。

（2）委託業務の内容

- ① アセスメント（状態の把握）
- ② 介護予防サービス・支援計画原案作成
- ③ サービス担当者会議の開催
- ④ 介護予防サービス・支援計画書の説明・交付
- ⑤ モニタリング（状況の把握）
- ⑥ 評価（介護予防サービスの状況についての評価）
- ⑦ 給付管理（介護予防サービスの利用実績確認）
- ⑧ 日常の連絡調整（利用者及びサービス提供事業者との連絡調整）
- ⑨ その他介護予防支援について必要な事項

（3）委託件数

委託件数は、委託先の指定居宅介護支援事業者の業務に支障の無い範囲で委託します。

（4）市内の受託事業者の選定

年度途中の委託事業者の選定は、受託を希望する指定居宅介護支援事業者の「受託意向申出書」の提出を受け、市が選定します。

法 人 名	社会福祉法人山口市社会福祉協議会
事 業 所 名	山口市社会福祉協議会あとう居宅介護支援事業所
事 業 所 住 所	山口市阿東地福上1697番地
事 業 者 番 号	3570301774

介護支援専門員数 4名（常勤4名）

上記事業者は、介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する介護支援専門員を要しており、業務の遂行に問題がないことから、委託の要件に適合すると認められます。

2 参考（関係法令等）

【令和7年度指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業者数】

令和7年8月現在

市内	市外
20 事業所	4 事業所

介護保険法（抜粋）

（指定介護予防支援の事業の基準）

第115条の23

3 第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

（実施の委託）

第115条の47

5 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業（第一号介護予防支援事業にあっては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。）については、当該介護予防・日常生活支援総合事業を適切に実施することができるものとして厚生労働省令で定める基準に適合する者に対して、当該介護予防・日常生活支援総合事業の実施を委託することができる。

6 前項の規定により第一号介護予防支援事業の実施の委託を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事業の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

介護保険法施行規則（抜粋）

（法第115条の23第3項の厚生労働省令で定める者）

第140条の36 法第115条の23第3項の厚生労働省令で定める者は、

指定居宅介護支援事業者とする。

(法第115条の47第6項の厚生労働省令で定める者)

第140条の71 法第115条の47第6項の厚生労働省令で定める者は、指定居宅介護支援事業者とする。

山口市指定介護予防支援等の事業者の資格並びに事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（抜粋）

第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないこと。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条章（基本方針）、この章（運営に関する基準）及び次章（介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

山口市地域包括支援センター運営協議会設置要綱（抜粋）

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

(1) センターの設置等に関すること。

エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業者の選定

国通知「地域包括支援センターの設置運営について」（抜粋）

5 事業の留意点

② センターは、包括的支援事業である4(1)①の第1号介護予防支援事業（居

宅要支援被保険者に係るものを除く。）、4(4)の指定介護予防支援及び4(5)①の第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）の実施に当たっては、共通の考え方に基づき、一体的に行うものとする